



環境ひろば

No.107

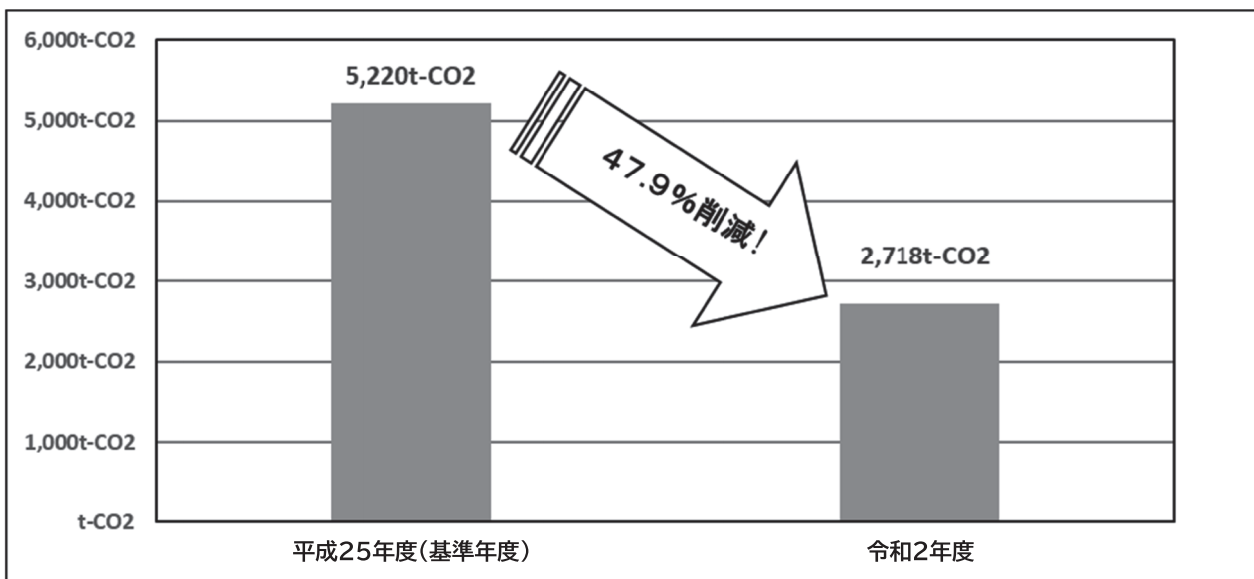


第4期 津久見市地球温暖化対策実行計画(令和2年度の取組結果)

津久見市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」により、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガスを削減する計画を策定し取り組んでいます。

第4期実行計画では、令和2年度から令和12年度までの11年間で、市役所の施設全体で温室効果ガス排出量を26%削減する計画です。

平成25年度を基準年とした、令和2年度の取組結果を報告します。



第4期 令和2年度の温室効果ガス削減結果

第4期実行計画における令和2年度の取組結果は、温室効果ガス排出量の約7割を占める電気使用に関する削減効果が大きく、市役所の施設全体で基準年度に比べ47.9%削減することができました。

引き続き温室効果ガス削減に向けて取り組んでいきます。

資源ごみ(プラ・ペット類)の中に危険物の混入がありました!

先般、資源ごみの中に「卓上用カセットボンベ」の混入が発見されました。市報10月号でもお知らせしましたが、本年度で2件目の報告です。

資源ごみはセメント工場でセメント焼成の原燃料として資源化处理しています。

誤った出し方は、パッカー車や工場を爆発・炎上させる可能性のある大変危険な行為です。ガスボンベやライターなど、危険な異物は絶対に入れないでください。

分別ルールを守らず出されたごみは「不法投棄」にあたる可能性があります。

廃棄物の不法投棄に対しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、厳しい罰則が適用されます。

※罰則とは ・5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又はこれらが併科されます。

・法人が関わった場合には、会社にも3億円以下の罰金が科せられます。

正しい分別の徹底にご協力をお願いします。

出し方については、「家庭ごみの分け方・出し方」ガイドブックをご覧ください。



●問い合わせ先 / ドリームフューエルセンター 環境保全課 ☎82-1560 ☎82-9513